

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

横浜ゴムグループは、「企業理念」の下に健全で透明性と公平性の有る経営を実現するコーポレートガバナンス体制を築き、さらにこの体制の充実と強化に努めております。

これにより、企業価値の継続的な向上が図れる経営体質とし、すべてのステークホルダーから「ゆるぎない信頼」を得られる経営を目指します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本ゼオン株式会社	32,553,000	9.50
朝日生命保険相互会社	21,811,000	6.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	18,031,000	5.26
日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	17,999,000	5.25
株式会社みずほ銀行	12,282,101	3.58
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	7,921,996	2.31
古河電気工業株式会社	6,103,132	1.78
東京海上日動火災保険株式会社	6,031,664	1.76
第一生命保険株式会社	5,320,000	1.55
株式会社横浜銀行	4,999,836	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
-------------	----------------

決算期	12月
-----	-----

業種	ゴム製品
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満
-------------------	--------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
古河 直純	他の会社の出身者							○		○		
岡田 秀一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古河 直純		当社の主要株主である日本ゼオン株式会社の代表取締役会長および株式会社トウペの会長を兼務しております。	企業経営に精通しており、企業会計にも携わってこられた豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただけると判断いたしました。
岡田 秀一	○	日本電気株式会社の執行役員副社長を兼務しております。	省庁における豊富な経験や国際的な視野に立った見識を当社の経営に活かし、経営判断が会社の内部者の倫理に偏ることがないよう、当社の経営陣とは独立した中立的な立場でのチェック機能を担っていただくと判断いたしました。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する

あり

任意の委員会の有無 更新

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員人事・報酬委員会	3	3	3	0	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員人事・報酬委員会	3	3	3	0	0	0	社内取締役

補足説明 更新

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査の体制、監査の役割・範囲、監査方針と計画・日程、監査の実施状況、その手続きと監査結果等につき、適時、情報・意見交換ならびに協議を実施し、その相互連携により監査の質の向上・効率化に取り組んでおります。
内部監査担当部署である監査室は、規定の手続きによる監査計画に基づき、部門および関連会社の会計監査および業務監査を実施しており、その監査結果は定期的に監査役に報告されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 美樹	他の会社の出身者										○			
山田 昭雄	その他													
亀井 淳	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 美樹	○	当社の取引先金融機関である朝日生命保険相互会社の代表取締役社長であります。 また、株式会社ADEKAおよび富士電機株式会社の社外監査役を兼務しております。	金融機関の経営者としての業務経験および他社での社外役員としての豊富な経験と高い見識を活かし、取締役会等においても忌憚のない質問、意見具申をしていただくことで、当社が社外監査役に期待する役割(経営の健全性を確保し、その透明性を上げるために、外部的視点から経営を監視していただくこと)を果たしていただけると判断いたしました。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断いたしました。
山田 昭雄	○	綿半ホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しております。	行政機関等での経験に基づく専門知識と見識および他社における社外監査役としての実績を活かし、当社の監査および監査体制をさらに強化していただけると判断いたしました。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断いたしました。
亀井 淳	○	株式会社イトーヨーカ堂の顧問および株式会社モール・エスシー開発の取締役会長を兼務しております。	長年に亘る流通業界の大手企業である株式会社イトーヨーカ堂における役員経験や、同社代表取締役社長兼COOとしての実績や企業経営の目線を活かし、当社の監査体制をさらに強化していただけると判断いたしました。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

役員人事・報酬委員会を設置し、取締役の報酬の一部を業績に見合ったものとする業績連動型の報酬体系としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)開示状況	個別報酬の開示はしていない
----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

--	--

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬の一部を業績に見合ったものとする業績連動型の報酬としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会事務局を中心として、取締役会の議案を事前に説明するなど、十分な情報提供を行っております。また、社外監査役に対しては、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行できるよう、監査役を補助する要員として、監査役付を配置しているほか、監査役会などを通じて、十分な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社では、経営の意思決定のスピードアップを図るため執行役員制度を導入しております。現在の経営体制は、代表権のある会長および社長を含む社内取締役9名(執行役員兼務者含む)と社外取締役2名の合計11名および執行役員14名となります。経営の監督機関として取締役会があります。また、執行機関の会議体である経営会議は、原則、毎月3回開催することとし、常勤監査役出席の下で経営に関する基本方針や経営執行に関する重要事項について審議・決定いたします。この経営会議に諮られた重要事項に関しては、その案件の概要を含め取締役会に報告され、最重要案件(取締役会規則に規定されたもの)については、取締役会でも審議いたします。また、経営の監査機能として監査役会があり、社内監査役2名、社外監査役3名の合計5名で構成されております。監査役は、経営会議等重要な会議や委員会に出席し、業務執行状況を知ることができる仕組みになっております。監査体制については、取締役の職務執行を監査する監査役による監査、外部監査となる会計監査人による会計監査および監査室による各執行部門とグループ会社の会計監査および業務監査をする体制としております。これらは、互いに独立性を保った活動を行い、三様監査体制を確立すると共に監査役は会計監査人、監査室から適宜情報を得て、監査機能の強化を図っております。さらに、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行できるようにするため、監査役を補助する要員として、監査役付を配置しております。会計監査については、新日本有限責任監査法人が会計監査人として適正に監査を実施しております。なお、2015年12月期の会計監査業務を執行している公認会計士は、原勝彦氏、由良知久氏、吉岡昌樹氏の3名です。役員の人事および処遇に関しては、役員人事・報酬委員会で審議し、取締役会へ諮り、決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、経営の監督および監視の面では、従来どおり社外監査役3名によりその役割が果たされていると考えます。また、より実効性の高いコーポレートガバナンスを実現するため、社外取締役2名の体制としております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様へ株主総会招集通知を早めにお届けしたいと考え、法定の発送日より3～8日早く発送しております。
その他	より分かりやすい株主総会にするため、事業報告等の内容をスクリーンに映すビジュアル化を実施し、当社の業績や商品などを、グラフ・写真を使い、分かりやすい説明に努めております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社9階ホールにて四半期ごとに決算等に関する説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページに有価証券報告書、決算短信、中間・期末報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	組織として、広報部にIRグループを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	中期経営計画「GD100(グランドデザイン100)」の基本方針として、「良いモノを、安く、タイムリーに」「トップレベルの環境貢献企業になる」「高い倫理観を持ち、お客様最優先の企業風土を作り上げる」を掲げて取り組んでおります。 また、法令遵守の規定と共に、社内外からの通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」を設置しております。 さらに、各事業ごとにお客様相談室の設置、ホームページを介したステークホルダーとの双方向コミュニケーションの体制などを当社のホームページにて明確にしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会的責任を果たすべく2012年に国連グローバルコンパクトの10原則に賛同し署名しました。2015年には10原則の内容を行動指針に取り込み改訂を進めています。また、組織の社会的責任に関する国際規格ISO26000に示されている7つの中核主題を重点取組み課題として、積極的にCSR活動を推進しております。 その中で、環境では「トップランクの環境貢献企業」を目指し、国内外生産拠点でのISO14001の取得による高度で同質な環境経営実現、全商品の環境貢献商品化、産廃の100%再資源化を進めています。また、2007年から植物生態学者の宮脇 昭氏(横浜国立大学名誉教授)の指導のもと、2017年までに国内外の生産拠点に50万本の植樹を行う「YOKOHAMA千年の社」プロジェクトを始動し、2014年末現在約37万本の植樹を行いました。この知見をいかし2012年4月より、岩手県大槌町で震災瓦礫を活かした森の防潮堤300mを造成、「平成の社」と命名し、町民の方と共にすでに3回の植樹を行いました。一方、2010年からは生物多様性活動を開始し、国内生産拠点の所在地周辺の生態系モニタリングと外来種駆除や河川清掃などに取組み地域の自然環境保全に貢献しています。 今後もお客様対応、品質、安全、コンプライアンス、リスクマネジメントなどの取り組みの強化および事業所所在地における地域社会への貢献を積極的に行うと共に、これらの活動状況をCSRレポートにまとめ、公開してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社法、金融商品取引法および当社が株式を上場している東京証券取引所等の定める規定を遵守し、該当する情報を迅速に開示しております。 また、当社のホームページを通じて各種情報を提供しております。
その他	当社では、「人を大切にし、人を磨き、人が活躍する場をつくる」という経営方針に沿って、多様な人材が必要な能力を身につけ、それを存分に発揮できる環境作りを行っております。 また、当社創業100周年にあたる2017年にむけて目指す姿として、「年齢・性別・国籍など多様な人材が能力を発揮できる職場ができていく」を掲げ、以下の取組みを進めております。 1. 2013年4月、定年を迎えた従業員の技術力と経験を活かし、現役社員へ伝承、支援を行うヨコハマビジネスアソシエーション株式会社を設立し、定年後も活躍できる場を提供しております。 2. 障がい者雇用促進のため、特例子会社としてヨコハマピアサポート株式会社を設立し、積極的に障がい者雇用の場を作り、社会参加の場の創出を進めております。

3. 2013年8月、厚生労働省から子育て支援に取り組む企業として「くるみんマーク」を取得し、従業員の仕事と子育ての両立に向けた行動計画に基づく取組みを進めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条に基づき、平成18年5月11日開催の取締役会にて、業務の適正を確保するための次の体制を決議いたしました。

また、平成21年4月28日開催の取締役会では、反社会的勢力排除に関する方針を(1)項に明記するなどの見直しも行いました。

項目ごとの概要は、次のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
横浜ゴムグループの「企業理念」「行動規範」を制定し統制すると共に、重要な案件などに関しては、監査役の出席のもとに行われる取締役会、経営会議などで審議、決定することにより、法令および定款を遵守しております。
さらに、横浜ゴムグループの「行動規範」に反社会的勢力や団体とは一切の関係を遮断することを定め、毅然とした態度で反社会的勢力を排除します。

監査役は、取締役会、経営会議への出席、関連子会社を含む業務状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の執行に係る文書その他の重要な情報については、文書管理規程に従い適切に保存・管理および見直しなどを行います。また、必要に応じて取締役および監査役は当該各文書等の閲覧を常時できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に重大な影響を及ぼすリスクを横断的に管理し適切に対応すべく、リスクマネジメント委員会を設置し、さらにコンプライアンス委員会、中央防災会議、輸出管理委員会などにおいて種々の対応を実施します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催し、さらに重要事項については、事前に監査役も出席する経営会議にて十分に審議し、取締役の業務執行の強化と効率的な運営を行います。
また、経営会議および定期的全体会議において業務執行者をレビューすることで、全体的な業務の効率化を実現する体制を構築します。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
社長を議長とするコンプライアンス委員会を設置し、その実行部門としてコンプライアンス推進室を配置することで、速やかな情報伝達、展開と役員および使用人全員が法令および定款を遵守するための啓発活動を行います。
また、内部通報窓口としてコンプライアンス・ホットラインを設置し、必要な情報が届けられる体制を構築します。

(6) 株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
横浜ゴムグループ「行動規範」を基礎として、グループ各社における諸規定を定め行動します。コンプライアンス推進室およびグループ各社のコンプライアンス推進責任者は、情報の共有化、問題点の把握を図り、法令遵守体制を強化します。関連子会社の予算は当社の経営会議で承認のうえ執行され、その事業内容は定期的に取締役会および経営会議に報告されます。

(7) 監査役を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制 および

(8) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき体制として、監査役付を配置します。監査役付の人事異動、人事評価については、監査役の意見を尊重し、同意を必要とします。
また、監査役付は、当社の業務執行に関わる役職を兼務しません。これにより、監査役監査基準における監査職務を補助する体制を確保します。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
監査役は、当社の取締役会、経営会議その他の重要な会議(コンプライアンス委員会など)に出席し、業務執行に関する報告を受けます。
また、取締役または使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告を行い、適時資料の提出を行います。監査役は、計画的に行われる各部門へのヒアリングを通して、情報の入手および実態の把握を行います。

(10) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役、会計監査人と協議の場をもち、相互の信頼関係を高めます。
また、法令違反、コンプライアンス問題、内部通報、および当社の業務および業績に影響を与える重要な事項が発生した場合には、監査役にただちに報告する体制を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力の威嚇などに対しては、組織的には主として総務部が警察や顧問弁護士など関係機関との緊密な連携を保ちながら対応しております。

(2) 反社会的勢力に関する情報は、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会から提出されるものや地区担当警察との情報交換により収集しております。
また、毎年開催される民暴対策拡大研修会、地域研修会などに参加して情報収集に努めております。

(3) 反社会的勢力や団体から不当な要求を受けた場合には、対応部署から担当役員、関連部署、警察および顧問弁護士などへ速やかに報告し、組織的な対応を図ります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の非継続について

当社は、国内外の機関投資家の声も参考にしつつ、企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、平成26年2月14日開催の取締役会において、第138回定時株主総会終結の時をもって、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)を継続しないことを決議し、現在に至っております。

なお、当社は大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法、その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)

当社の会社情報の適時開示に係わる社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 適時開示に係わる基本方針

当社は、すべてのステークホルダーから「ゆるぎない信頼」を得られる経営を目指しています。そのなかで、健全で透明性と公平性のある経営を実現するべく、会社情報の適時、正確かつ公平な開示に努めます。

2. 適時開示に係わる社内体制

当社では、重要事実の公表に関する社内規則を定め、決定事実および決算情報は取締役会の承認の元に開示し、発生事実は当該事実の発生時にその所管部門を担当する取締役または執行役員による情報集約と開示提案を受けて、取締役会または代表取締役の決定により開示します。この情報開示体制および重要な対外発表に関する実施状況については、監査役の監査においても確認されます。また、開示にあたっては、広く閲覧の機会を提供すべく、当社ホームページへの掲載にも努めています。

